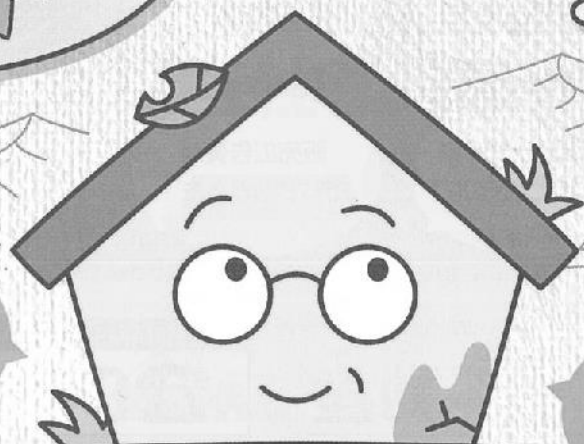
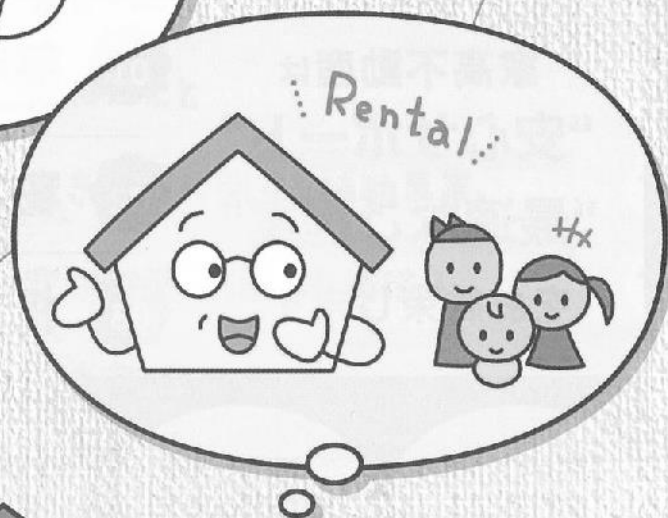


どうする？うちの空き家



2026年
保存版

敦賀市 空き家の手引き

株式会社サイネックス

よくある『空き家対策』、『不動産売却』のお悩みをスッキリ解決！

敦賀の物件は
実績と信頼の
家高不動産に
お任せください!!



求む!

一戸建て 土地 マンション その他不動産

売却物件

専門スタッフがお客様にトータルサポートいたします!!
地域密着の当社だからこそできる、お客様への最大メリットのご提案。
お一人で悩まず、お気軽に家高不動産へご相談ください。

家高不動産は
“安心サポート”
“最適なご提案”
をお約束します。

- point 01 **無料査定** 土地・戸建・マンション・店舗など
なんでも査定いたします。
※当社へ売却をお願いいただける場合
- point 02 **秘密厳守** お問い合わせいただいたお客様の
プライバシーを守ります。
- point 03 **相続対策** 弁護士・司法書士と連携してお悩みの
解決いたします。

売れたかった
家が売れた!

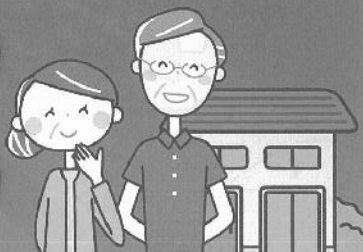
住宅ローンの
悩みが解決できた!

空き家の活用方法が
見つかった!

相続の悩みが
解決した!

知らなかった節税
対策が見つかった!

販売広告費が
無料で助かった!



昭和36年創業の実績と信頼 土地と住まいの総合アドバイザー
株式会社 家高不動産

〒914-0051 敦賀市本町2丁目10番6 FAX.0770-22-5502

家高不動産 検索



福井県地建物取引業協会
宅地建物取引業 福井県知事免許(17)第4号
不動産コンサルティングマスター登録

URL: <https://www.yataka.co.jp>

お問い合わせはこちら

0770-22-5500

営業時間 AM 9:00~PM 6:00
(土曜日 AM 9:00~PM 5:30)

定休日 日曜・祝日・第3水曜日

こちらからも
お問い合わせ
いただけます



敦賀市 空き家の手引き



令和8年6月発行

発行/制作

株式会社サイネックス
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 北陸支店
〒918-8114 福井県福井市羽水2-709
TEL.0776-34-6566

※掲載している広告は、令和8年5月現在の情報です。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

もくじ

「空き家」を放置していませんか?	2
空き家について考えてみましょう!	4
我が家の将来を考えよう	6
空き家を所有することになったら	8
空き家を管理する場合には	10
空き家を管理できない場合には	12
売却のこと	14
賃貸のこと	15
解体のこと	16
空き家等に関する補助事業	17
空家等管理活用支援法人	19
空き家バンク	20

〈広告〉

空き家の管理は当社におまかせください

空き家を所有しているけど、
近隣に迷惑をかけていないか心配...

実家を相続をしたけれど、
直ぐには手放したくない...

遠方に住んでいて管理が大変...

空き家の放置は様々な
リスクを伴います!

建物老朽化

害虫発生

悪臭・不法投棄

雑草繁茂

火災発生

犯罪・不審者の侵入

建物倒壊

動物の棲家

作業内容

- 外観・内観の確認
- 換気
- 郵便物の整理
- 水廻りの通水
- 室内・敷地内の簡易清掃
- 作業報告書・現状写真の送付

オプション (別途お見積りもります)
草刈り・樹木剪定・室内クリーニング・不用品処分

上記以外ご要望、ご相談に応じたプランをご提案
いたします。お気軽にお問い合わせください!



不動産取引全般
有限会社 森崎地所

〒914-0811 敦賀市中央町2丁目10-22
TEL.0770-25-7010/FAX.0770-24-0070
営業時間:9時~17時 休日:土日祝日

公益社団法人
福井県宅地建物取引業協会会員
【許可番号】福井県知事免許 946号



HPはこちら



「空き家」を放置していませんか？

空き家とは

継続して居住や使用のない住居その他の使用もなされていない建物や敷地のこと

空き家放置のリスク

敦賀市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「敦賀市空き家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。



〈広告〉

“敦賀”に暮らそう。

“地域密着型”の不動産屋です。
お客様にとって信頼できるパートナーになれるよう日々、丁寧で誠実な対応を心がけております。

不動産のお困りごとはお気軽にご相談ください

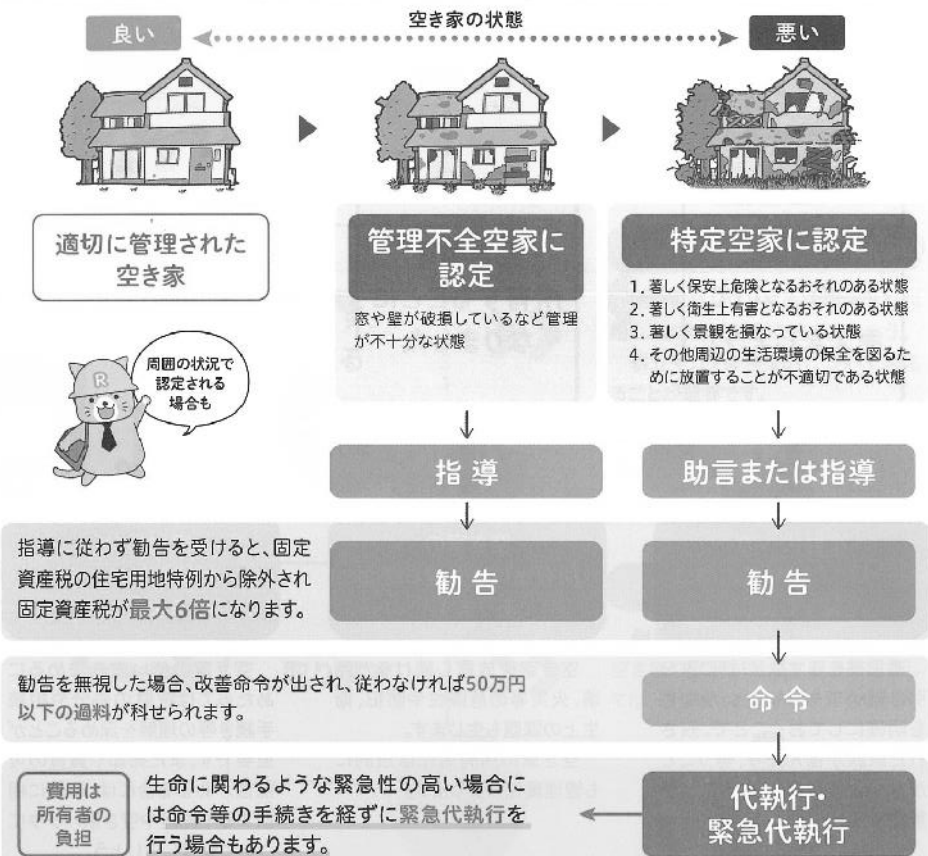
〒914-0051 敦賀市本町2丁目11-7
TEL:0770-23-3291/FAX:0770-23-3206
営業時間/9:00~18:00 定休日/日曜・祝日

株式会社 大栄土地
免許証番号: 福井県知事(15)第259号

QRコード

空き家を放置し続けると…

空き家の状態の確認



〈広告〉

建築中、何度でも話せる
地元敦賀の大工さん。

水廻り工事
介護工事等
承ります！

お住まいに関することなら
なんでもご相談ください！
空き家の解体工事・片付け、
新築・リフォーム・増改築など！

解体工事・リフォーム・片付けなどお任せください！

有限会社 キタハマ建築

福井県敦賀市錦物師町1-23
TEL.0770-24-0626

建設業許可: 福井県知事第6335号 / 宅地建物取引業: 福井県知事第1755号

キタハマ建築は住宅省エネ支援事業者です

QRコード

ホームページ Instagram



空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは
何ですか？



我が家の
将来について
考えましょう！

P6・7
参照

次世代への
引き継ぎについて事前に
考えましょう！

遺言を残すなど、誰に家を
引き継いでもらいたいかなど
を明確にしておくことで、残さ
れた家族が悩んだり、争うこと
がないように準備することが
重要です。

空き家を
所有すること
になりました

P8・9
参照

空き家の
所有者には管理責任が
あります！

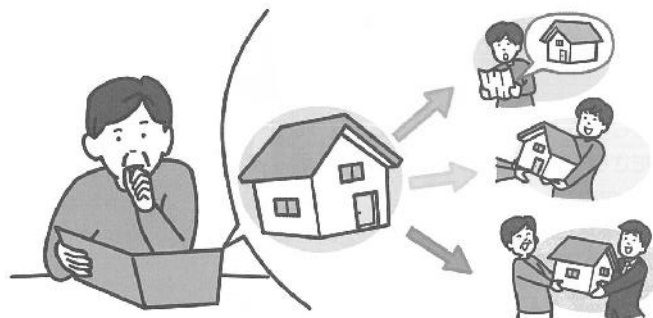
空き家を放置し続けると倒
壊、火災等の危険性や防犯、衛
生上の課題も生じます。
空き家の所有者には法的に
も管理責任があります。

空き家の
使い方を
考えましょう！

P8・13
参照

家財処分、
相続等について
知りましょう！

空き家の使い方を決めるに
あたっては家財の処分や相続
手続き等の理解を深めることが
重要です。また売却や賃貸の可
能性がある場合には、事前に相
談する不動産や空き家バンクに
ついて調査しましょう。



当面
そのままに
する

P10・11
参照

適切な管理を！

当面はそのままにする場合でも、
いずれは活用する（自分で住む、賃
貸・売却する等）とすのために、適切
な管理が必要です。



貸す
売る

P12~15
参照

有効に活用しましょう！

空き家バンク又は不動産業者を利用し、
空き家の活用を考えましょう。
併せて、改修や契約について考
えることが重要です。

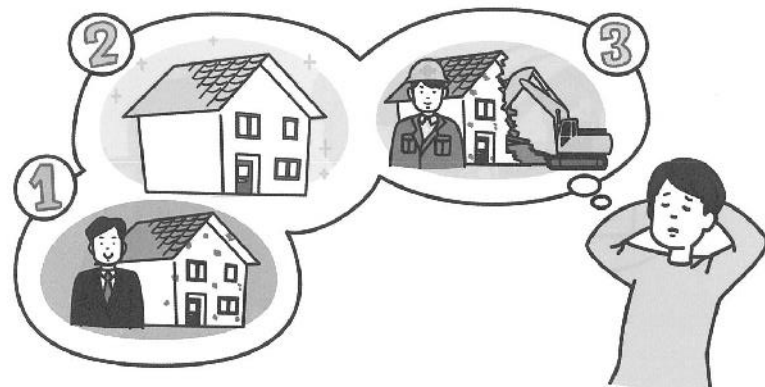


取り壊す

P16
参照

壊すことも管理の一つ！

倒壊の危険性の高い老朽化した
空き家や管理が困難な空き家に対し
ては、取り壊しもご検討ください。





我が家の将来を考えよう

どのように次世代に引き継ぐか考えよう。

① 現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。
所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。
不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



② 相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行います。遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。
なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。



③ 困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。

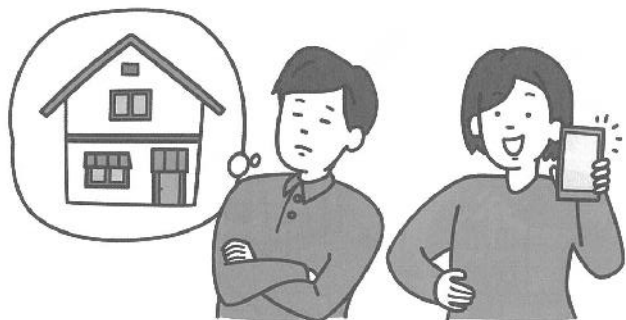
空き家に関する相談窓口

空き家に関する
相談への対応

空き家に関する相談は、「適切な管理」と「利活用」の二つに区分されます。
空き家の利活用については、空き家が発生した時点で、利活用等の相談を受けられるように関係課と連携しています。
また、管理不十分な空き家の相談は、関係課や協議会、関係団体と連携・相談し対応します。

相談窓口

建設部 住宅政策課 空き家対策室
〒914-8520 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
TEL.0770-22-8141(直通) 0770-21-1111(代表)



④ 意思表示をしておこう。

家や土地など分割が難しい相続財産をめぐるトラブルを防止するため、家族間での話し合いや遺言書の作成など、次世代に引き継ぐための準備を行いましょう。
遺言書には、一般的に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。それぞれの特徴を理解して、最適な形式を選びましょう。



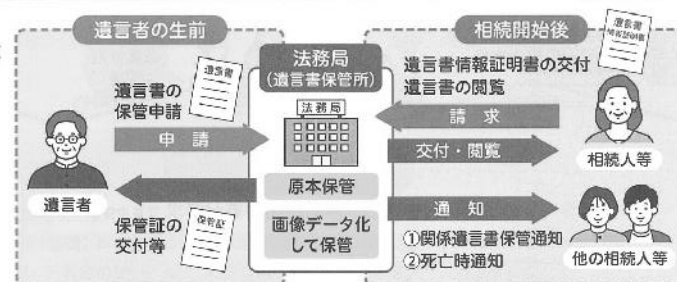
	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人の自筆で記述 ※パソコンでの作成は無効だが、財産目録の作成には使用可能	遺言者本人が公証人に口頭で遺言内容を伝え、公証人が文章にまとめます。 ※実印・印鑑証明書、登記簿謄本などが必要
証人	不要	2人必要
保管場所	自宅等 法務局 (自筆証書遺言書保管制度)	原本は公証役場
費用	不要 必要(3,900円)	必要(財産額によって異なる)
メリット	●手軽に作成できる ●費用がかからない	●形式不備等により無効になるおそれがない ●紛失・隠匿・偽造のおそれがない
デメリット	●紛失・隠匿・偽造のおそれがある ●文意・形式不備等により無効となるおそれがある ●家庭裁判所の検認手続きが必要	●手間がかかる ●費用がかかる



CHECK

自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言書の紛失や隠匿、偽造や改ざんを防ぐため法務局で、遺言書の原本と、その画像データを保管する制度です。



お近くの法務局へお問い合わせください。

出典: 政府広報オンライン「自筆証書遺言書保管制度」(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202009/1.html>)





空き家を所有することになったら

相続登記をしよう

お近くの法務局へお問い合わせください。

親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょう。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などの支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

PROCESS 01 必要な情報を収集しよう。

法務局
空家名義人を調べるための登記事項証明書を取得

各市町村
固定資産全部証明書・名寄帳等を取得

各市町村
相続人確定のための戸籍証明書を取得

PROCESS 02 相続人全員で話し合いましょう。

遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意がなければ無効となりますので注意が必要です。遺言書などにより相続する人が決まっている場合は、協議は不要です。



遺産分割協議

PROCESS 03 申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

PROCESS 04 法務局の審査を経て、問題がなければ相続登記が完了します。

戸籍証明書の請求が便利になりました。

最寄りの市区町村の窓口で戸籍証明書等が請求できます。

- 本籍地のある遠方に行かなくてもOK!
- 必要な戸籍の本籍地が全国各地に分かれていても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求可能!



法務省広域交付案内

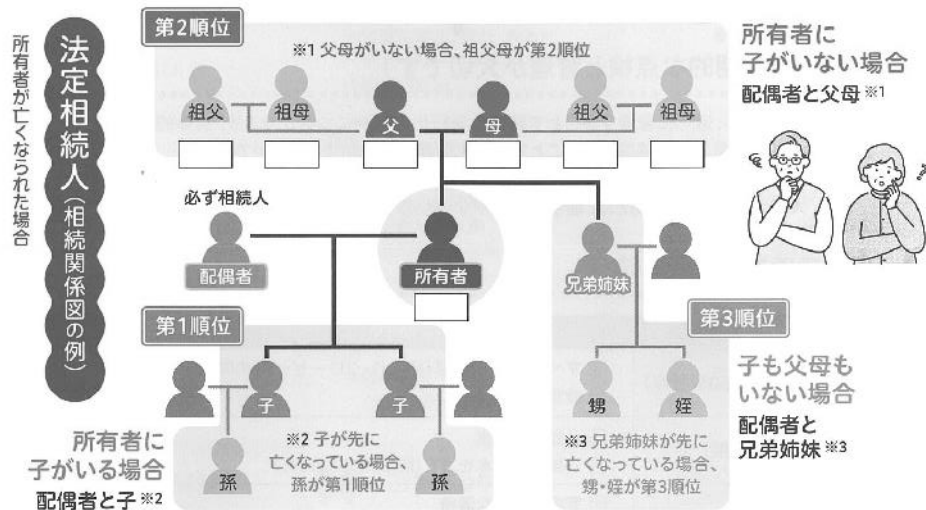


法定相続

基本的な相続の順番は?

基本的な相続の順番は、下図のようになります。

遺産は、まず「第1順位」の相続人に相続権があり、子がない、または相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。



CHECK

空き家の状態をチェックしよう

インスペクションとは、建物状況調査のことで、建築士等の専門家が建物の劣化状況(基礎、外壁等のひび割れ、雨漏り等の劣化状況・不具合の状況等)を目視、計測等により調査し、現状の建物が備えている性能を把握するものです。

インスペクションを受けるメリットは?

インスペクションを受けることで売主は引き渡し後のトラブル回避など、買主は購入後の維持・管理プランが立てやすく、安心して購入できるようになるなどがあります。

詳細はこちら



既存住宅状況調査技術者検索ページ等から調査実施者を検索いただくことも可能です。





空き家を管理する場合には

近隣に迷惑をかけないようにしよう

① 空き家は定期的な点検と管理が大切です！

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



② 自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	注意点
内部	通風・換気(60分程度)	☒ すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 ☒ 換気扇の運転	建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう
	通水(3分程度)	☒ 各蛇口の通水 ☒ 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	☒ 室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	☒ ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよう念入りに行いましょう
	敷地内清掃	☒ 敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	☒ 草取り、越境している枝やツルの剪定 ☒ 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	☒ すべての部屋に雨漏りがないか	大雨や台風、地震のあとは必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	☒ 建物に傷んでいるところはないか	
	設備の傷み	☒ 水漏れなどがないか	

〈広告〉

木々の声に
耳をすませる

庭や外構でお困りのことはございませんか？
荒れた土地・敷地でお困りのことはございませんか？
大きくなりすぎた大木を何とかしたいと思いませんか？
おしゃれな和洋庭園から、緑化という広い範囲まで、
確かな技術でお客様の要望にお応えしております。

株式会社 松原園

〒914-0811 敦賀市中央町2丁目11-25
TEL.0770-22-5105/FAX.0770-22-5433
営業時間/8:00~18:00 定休日/日曜日 ※土曜・祝日は不定休

HPIはこちら

① 空き家の傷み具合チェックシート



定期的に
点検
しましょう

内部・設備

- ☒ 天井
 - 天井材の異状 (ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)
- ☒ 壁
 - 壁材の異状 (ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)
- ☒ 床
 - 床材の異状 (ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ、傾き)
- ☒ 室内ドア・障子
 - 建付けの異状 (開閉の不具合、傾き)
- ☒ 設備
 - 給水、排水の不具合 (赤水、詰まり、臭い、水漏れ)

外部まわり

- ☒ 屋根
 - 屋根材の異状 (ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)
- ☒ 外壁
 - 外壁の異状 (汚れ、色あせ、さび、苔、ハガレ、ヒビ)
 - 鉄筋の露出
- ☒ 軒裏
 - 軒裏部分の異状 (シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)
 - 鉄筋の露出
- ☒ 擁壁
 - 水抜き穴の詰まりの有無
 - ひび割れの有無
 - 目地の開きの有無
- ☒ 雨とい
 - 水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ
- ☒ 塀
 - 塀の異状 (汚れ、傾き、崩れ)
- ☒ 窓・出入口ドア
 - ガラス、建付けの異状 (割れ、ヒビ、開閉の不具合、傾き、施錠の不具合)
- ☒ 家まわり
 - 樹木、雑草の繁茂
 - 害虫、害獣の発生
- ☒ バルコニー
 - 床材、手すりの異状 (破れ、虫食い、腐朽、反り、たわみ、さび、ぐらつき)
- ☒ 土台・基礎
 - 基礎、土台の異状 (ヒビ、割れ、傾き、腐朽、虫食い、蟻道)

〈広告〉

快適と安心を「研築」する

私たちは、あなたの夢とニーズをカタチに
大きな安心と信頼と感動を築いていきます

イケダ建築士事務所
新築・リフォーム工事全般
エクステリア工事全般

株式会社 イケダ

敦賀市山泉73-1505
☎0120-114-145

お見積り無料！
まずはお気軽にご相談ください



空き家を管理できない場合には

空き家の売却、賃貸を検討しよう

今後使用する予定がなく、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。



売却・賃貸の準備

家財道具や残置物の整理、処分をしよう

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理する必要があります。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するの一つの方法です。



売却・賃貸の検討

不動産業者に相談しよう

→ 売却

宅地建物取引業者（以下「不動産業者」という。）との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

→ 賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。



売却・賃貸が困難な場合

解体を検討しよう

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。



< 広告 >

確かな技術と自由な発想

新しいライフスタイルをご提案します

土地・建物の売買
仲介、賃貸など
不動産の事なら

有限会社 カワセ不動産

敦賀市昭和町2丁目20-23 TEL.0770-25-5343/FAX.0770-24-5343
営業時間 9:00~18:00(土日祝休み)



売却・賃貸のヒント

どの不動産業者に相談すれば
よいかわからない場合には？
空き家周辺の地元不動産業者に相談し
てみては…

売却するのに費用負担が難しい
場合には？
解体費や測量費などを含む売却を不動
産業者に相談してみては…

売り出したいが、家に欠陥が
あってトラブルにならないか？
建物状況調査（インスペクション）をし
てみては…



→ P9



借地で空き家が売却できない
場合には？
借地契約を延長して賃貸を検討し
てみては…

古くて貸せるか悩んでいる場合
には？
固定資産税相当分の家賃で賃貸でき
ないか不動産業者に相談してみては…

耐震改修済み、リフォーム済み
をアピールする場合には？
建物状況調査を実施し、安心R住宅※
として売却を検討してみては…

※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅（中古住宅）のマイナスイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する仕組みです。

CHECK

相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「相続土地国庫帰属制度」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣（窓口は法務局）の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。



法務省

< 広告 >

実家、このままで大丈夫ですか？

空き家のご相談は、
地域で70余年の実績のある
「SAWAMURA不動産」へ。

相談だけでもOK。
スマホからのご予約はこちら

敦賀スタジオでご相談いただけます。

放置すると、費用やトラブルのリスクも…。
早めのご相談で、売却や活用の選択肢が広がります。

SAWAMURA 不動産

〒914-0811 敦賀市中央町1丁目8-10 営業時間/10:00~18:00 定休日/火曜・水曜
株式会社澤村 宅地建物取引業/滋賀県知事(12)第1267号



売却のこと



メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避

デメリット

- ・思入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性

📍 一 専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)

01 不動産業者に相談

売却条件をざくばらんに相談



02 物件調査

不動産業者が売却予定物件を調査します



03 価格査定

物件を査定した価格が提示されます



04 媒介契約の締結

不動産業者に売却を依頼します



05 広告

販売活動を行います



06 売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します



07 売買契約の締結

契約条件など合意ができれば契約



08 売却

売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します



〈広告〉

大切な不動産の売却・買取は

査定無料

地域密着の
株式会社 **日章土地** に
お任せください!

株式会社日章土地では、敦賀市を中心に不動産の売却仲介から自社買取まで幅広く対応しております。豊富な実績と地域ネットワークを活かし、お客様の大切な資産を最適な形で次世代に繋ぎます。

空き家の管理をおこなっています



家・土地、選ぶならココにしよう
株式会社 **日章土地**

〒914-0058 敦賀市三島町2丁目1-4
TEL 0770-23-5363 / FAX 0770-23-5563
営業時間 月～土 9:30～17:00(日祝定休)



ホームページ

不動産に関するお困りごとは、まずはお気軽にご相談ください。



賃貸のこと



メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる

デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる

📍 一 相談から賃貸までの流れのイメージ

01 不動産業者に相談

物件の調査も行います



02 物件調査 (リフォームをする場合)

- ・建築士等が賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- ・計画が決まれば、見積書を作成

※リフォームを行わない場合は 04 へ



03 リフォーム

見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼



04 媒介契約の締結

不動産業者に賃貸の仲介を依頼します



05 賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により入居者と契約



06 賃貸開始

所有者が、建物と入居者を管理するのか? 不動産業者に依頼するのか? 相談してください





解体のこと



メリット

- ・土地を売却しやすくなる
- ・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・維持管理にかかる手間とお金が必要

デメリット

- ・解体経費が必要となる
- ・固定資産税の軽減措置が適用されなくなる
- ・解体した土地に再建築できない場合がある

① 相談から解体までの流れのイメージ

解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。
解体後の土地利用も一緒に考えます。

複数業者に！



01 解体工事業者に相談

見積り依頼を行います



所有者 建築士等

02 物件調査

建築士等が現地調査します



建築士等

03 見積り

調査結果に基づき、見積書を作成します



04 解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し、建築士等と契約します



建築士等

05 工事準備

施工計画や近隣対策などを行います



建築士等

06 建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡。衣類や家具などの移動や処分



所有者

07 近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されるとよいでしょう(解体工事業者が代行する場合もあります)

08 解体

工事完了。現地確認し、工事代金を支払います

解体した建物は、滅失登記をしましょう



〈広告〉

解体工事は ケイプランニング にお任せください!!

家屋解体

フェンス・ブロック撤去

倉庫解体

内部解体

お問い合わせ・お見積りもは
ホームページ、LINEからも受付中！
お客様の疑問にお応えします。
※地盤対策に関することもご相談承ります。

ホームページ LINE

住まいのことなら
ケイプランニング株式会社
敦賀市相生町21-51-2
TEL.0770-21-4146

0120-06-4146 **見積無料**
お気軽にご相談ください



空き家等に関する補助事業



敦賀市の補助金について(令和8年4月現在の補助制度)

敦賀市では、家屋の除却や耐震化に対して次の補助事業を実施しています。
補助事業を利用したい、内容を詳しく聞きたいという方は各事業の担当までご連絡ください。

空き家対策に関する補助金について

① 老朽危険空き家等の除却の補助

補助要件 1年以上居住または使用されていない状態にある空き家で不良判定の合計評点が基準を超えるもの
補助金額 最大100万円(対象工事費の2分の1)

② 空き家等の小規模修繕の補助

補助要件 1年以上居住または使用されていない状態にある空家等で修繕又は除却等を行うもの
補助金額 最大10万円(修繕又は除却等に要した費用の2分の1)

③ 空き家診断の補助

補助要件 敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録(予定含む)されている一戸建て住宅の所有者または購入者
補助金額 最大3万5千円(診断に要した費用の3分の2)

④ 空き家の購入補助

補助要件 空き家を購入する新婚・子育て世帯、移住者、多世帯近居、または多世帯同居する世帯
補助金額 取得金額(土地代除く)の3分の1
居住誘導区域内 最大150万円
居住誘導区域外 最大60万円
※旧耐震住宅の購入については、耐震診断と補強計画作成の支援を受けていただくことが条件となります。

⑤ 空き家の家財道具処分の補助

補助要件 敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録(予定含む)の家財道具などの処分を行う個人所有者
補助金額 最大5万円(廃棄処分委託費に要した費用の3分の2)

⑥ 空き家のリフォーム補助

補助要件 次のいずれかに該当する方
①購入または賃借した空き家をリフォームする新婚・子育て世帯、移住者、多世帯近居、多世帯同居する世帯
②空き家のリフォームを行い賃貸する所有者
補助金額 対象工事費の3分の1 居住誘導区域内 最大90万円
居住誘導区域外 最大30万円

⑦ 空き家適正管理の補助

補助要件 福井県空き家管理代行サービス事業業者に登録されている事業業者に委託する所有者
補助金額 最大3万6千円/年(管理代行サービスに要する費用の3分の1)

⑧ 空き家の売買成約奨励金

補助要件 敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録された一戸建て住宅について、売買または賃貸借契約が成約していること
補助金額 最大5万円(仲介手数料の3分の2)



木造住宅の耐震化支援【木造住宅耐震化促進事業】

① 木造住宅の耐震診断と補強計画作成の支援

①一般診断法

対象者 昭和56年5月末までに建てられた一戸建て木造住宅を自ら居住するために所有されている方

個人負担額 10,000円

②伝統診断法

対象者 伝統的構法により建てられた一戸建て木造住宅を自ら居住するために所有されている方

個人負担額 61,600円

② 木造住宅の耐震改修の補助

対象 ①一般診断法による耐震診断の診断評価が1.0未満の住宅
②伝統耐震診断法による耐震診断の評価指数が30を超える住宅

補助内容

- 上記① 全体改修 最大175万円、
部分改修 最大175万円、
耐震シェルター設置 最大140万円
- 上記② 全体改修 最大237.5万円、
耐震シェルター設置 最大140万円
- 上記①②のいずれかに該当する耐震性を有しないものの除却の場合 工事費の23%、最大30万円

建物の安全安心に関する支援

① 危険ブロック塀等の除却の補助

対象事業 次のいずれかに該当する工事

- ①避難路に面し、市で定める基準によって危険ブロック塀であると判断されたものの解体工事
- ②危険ブロック塀除却後に、県産木材を使用した塀などを設置する建替え工事

補助内容 次の①または②のうち、いずれか少ない額

- ①対象工事費×3分の2
- ②危険ブロック塀などの延長(m)×8万円×3分の2(最大20万円、建替えの場合は60万円)

問い合わせ・申し込み先 住宅政策課

② 吹付けアスベスト調査の補助

補助内容 アスベスト含有調査に要した額(最大25万円)

③ 建築物耐風対策支援事業

①屋根の耐風診断の支援

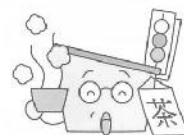
個人負担額 3,000円

②瓦屋根の耐風改修の補助代

補助内容 対象工事費の23%以内(最大69万円)

▶対象外の区域がありますのでお問い合わせください。

TEL 0770-22-8141



空家等管理活用支援法人

法人の名称又は商号	法人の住所	連絡先電話番号	定休日
一般社団法人空家等管理活用協会	敦賀市長浜28号4番地4	0770-47-6273 (注)株式会社ハウスサービスに繋がります。	水曜日、日曜日、祝日
合同会社 FUJIONE	敦賀市神楽町2丁目6番5号	0770-22-7177 (注)株式会社鈴木事務所に繋がります。	日曜日、祝日

空家等管理活用支援法人とは

自治体から指定された民間法人等が、公的立場から空き家に関する活動をしやすい環境を整備し、自治体が行う空き家の管理や活用に関する対策の補完的な役割を担う制度です。

● 主な業務

空き家所有者への
情報提供や相談対応

空き家の管理・
活用に関する調査研究・
普及啓発

空き家等の
所有者の探索

その他空き家等の管理・
活用に関する必要な事業・
事務 など



詳細はこちら



問 住宅政策課 空き家対策室 TEL 0770-22-8141(直通)

地震が起きたら

1 まずわが身の安全を図る。

家具の転倒や落下物から身を守るための行動「しゃがむ、かくれる、じっとする」を実施しましょう。



2 無理して火の始末をしない。

無理して火を消しに行くと、調理器具が落ちてきてやけどなどをしたりするので、隠れが収まるまで待ちましょう。



3 非常出口を確認する。

よくに鉄筋コンクリートの建物内にいるときは、初めてのときまだと建物の中が、出入口が閉かなくなることがあります。



4 火が出たらまず消火を。

「火事だ!」と大声で叫び、隣近所にも協力を求め初期消火に努めましょう。



5 外へ逃げるときはあわてずに。

外に逃げるときは、瓦やガラスなどの落下物に注意し、落ち着いた行動を。



6 狭い路地、塀ざわ、がけや川べりには近寄らない。

ブロック塀・門柱・自動販売機などは倒れやすいので要注意。

7 避難は徒歩で、荷物は最小限にする。

避難場所へは徒歩で避難を。車は使わない。避難する前にガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落としましょう。(注)

8 みんなが協力し合って応急救護を。

お年寄りや身体の不自由な人、ケガ人などに声をかけ、みんなで助け合いましょう。

9 正しい情報入手し、余震に注意する。

うわさやデマに振り回されず、テレビやラジオで正しい情報を。

10 山や海に行ったときは、山崩れ、がけ崩れ、津波に注意する。

山間部や海岸地帯で地震を感じたら、早めの避難行動を。





空き家バンク

住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

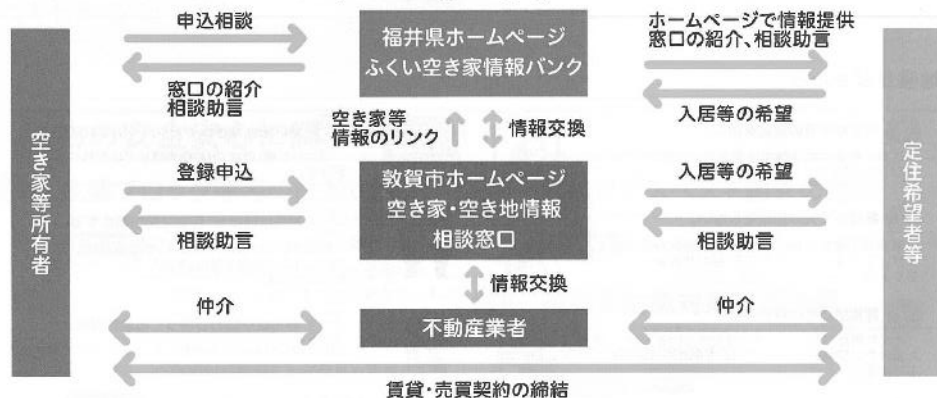
問 住民政策課 空き家対策室

住所 敦賀市中央町二丁目1番1号

TEL 0770-22-8141

空き家バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は敦賀市のサイト等で掲載し、広く情報発信をします。 つるが空き家インフォ【<https://tsuruga-akiya.jp/>】



登録について

- 登録費用 無料
- ※物件が成約した場合には、担当不動産業者に仲介手数料の支払いが生じます。
- 登録には申請書等の提出が必要

登録するメリットは？

- 購入や改修補助等が受けられます。
- インターネットで全国に発信

どのような家が登録できる？

- 所有者が明らかな家
- 住宅として使用していた家

【補足】

敦賀市では、空き家を解体した後に変更となる予定の土地や、既に空き地となっている土地についても登録が可能です。ただし、空き地については補助事業の対象外となります。

〈 広 告 〉

空き家バンクの相談窓口

敦賀市の

不動産相談所

売りたい・買いたい・貸したい・借りたい！
土地・建物・マンション・アパートの事なら
不動産コンサルタントにご相談ください！

株式会社 鈴木事務所

不動産業 福井県知事(16)-140号 宅地協会加盟店

- 不動産業務
- 売買物件・賃貸物件
- リフォーム・解体相談
- 行政書士業務

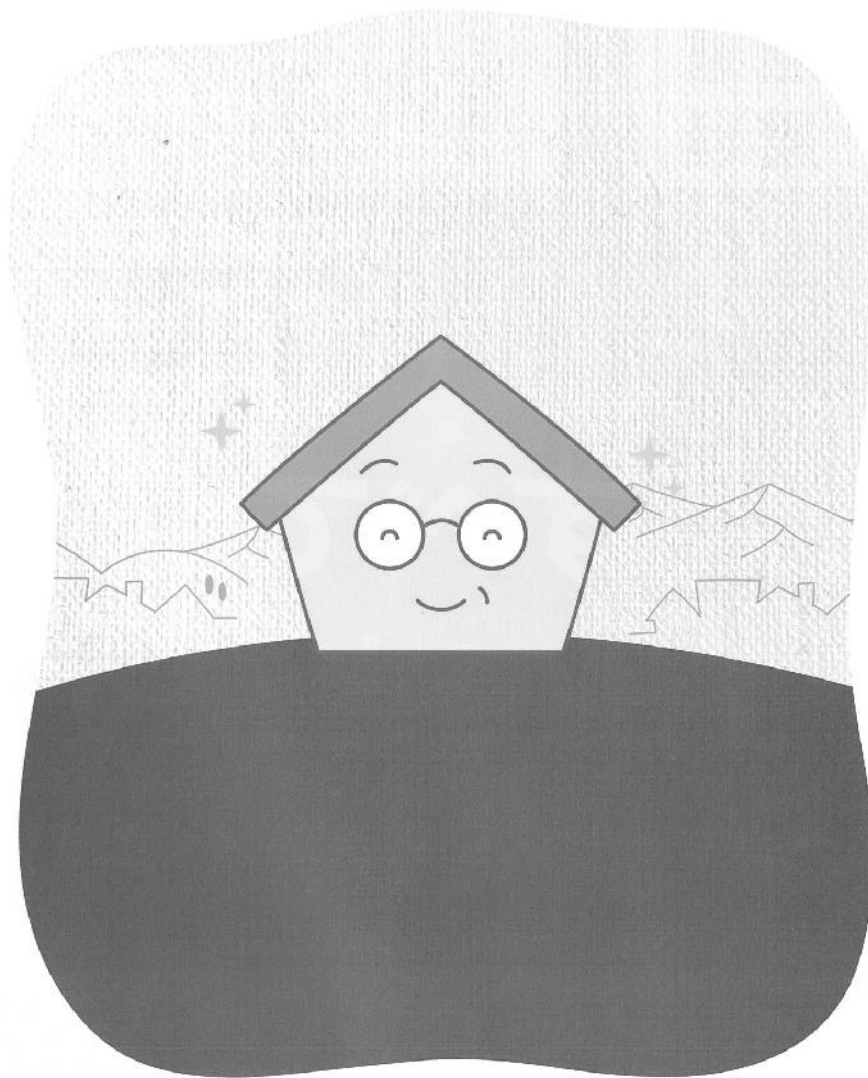
土地・建物の 無料査定・相談受付中
解体・荷物処分の見積りも無料！

上記の他に中古物件のリノベーションや融資相談、行政書士業務もしているので「相続」に伴う不動産の相談も親身に対応。また飲食店開業までアドバイスなどを行い、空き店舗の有効活用も積極的に取り組んでいます。近年では、旅館・古民家の再生、シェアハウスの運営など事業展開中！

TEL 0770-22-7283

〒914-0811 敦賀市中央町2丁目22-4

営業時間/9:00~18:00 定休日/日曜・祝日・第1・3土曜



空家
整理

解体

家土地
売買

窓口1つで
すべて
相談できます

ホームサービスにおまかせください

土地・家・賃貸をお探しの方もお相談ください



0120-815-530



ホームサービス

相談
相積
見料
無料

敦賀営業所：福井県敦賀市古田刈66号710